

商工観光移住課

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金についてのご案内

国の1月に発令された新型コロナウイルス感染症拡大の緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛などの影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者の皆様に「一時支援金」を給付します。村内の事業者においては、緊急事態宣言地域との取引状況や業種により、給付対象となる場合があります。

申請期限は、令和3年5月31日（月）までとなっております。

「一時給付金」の給付に関する詳細につきましては、青木村商工会（49-2146）へお問い合わせください。